志賀町国民保護計画

令和3年9月

目 次

第1編	総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等・・・・・・・・・ 1
1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	町の責務及び町の国民保護計画の位置付け・・・・・・・・・1
3	国民保護計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・1
4	国民保護計画の見直し、変更手続・・・・・・・・・・・2
第2章	国民保護措置に関する基本方針・・・・・・・・・・ 3
1	基本的人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2	国民の権利利益の迅速な救済・・・・・・・・・・・・・3
3	国民に対する情報提供・・・・・・・・・・・・・・・3
4	関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・・・・・3
5	実施体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
6	国民の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
7	高齢者、障がい者等への配慮及び交際人道法の的確な実施・・・・・4
8	指定(地方)公共機関の自主性の尊重・・・・・・・・・・・4
9	国民保護措置に従事する者等の安全の確保・・・・・・・・・4
10	地域特性への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第3章	関係機関の事務・業務の大綱と連携・・・・・・・・・ 5
1	関係機関の事務・業務の大綱・・・・・・・・・・・・・6
2	関係機関の連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・9
第4章	本町の地理的、社会的特徴・・・・・・・・・・・・ 10
1	地形・・・・・・・・・・・・・・10
2	人口・・・・・・・・・・・・・・・10
3	道路の位置等・・・・・・・・・・・・・・・・・10
4	発電所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
5	浄水施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
6	港湾、漁港施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第5章	町国民保護計画が対象とする事態・・・・・・・・・・ 13
1	武力攻撃事態・・・・・・・・・・・・・・・・13
2	緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第2編	平素からの備え・予防・・・・・・・・・・・・ 17
第1章	組織・体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・17
第11	節 町における組織・体制の整備・・・・・・・・・・ 17
1	町の各課における平素の業務・・・・・・・・・・・・17
2	町の体制及び町職員の参集基準等・・・・・・・・・・18
3	消防機関の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等・・・・・・・・・・21
第21	節 関係機関との連携体制の整備・・・・・・・・・・・ 22
1	基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
2	県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
3	近接市町との連携・・・・・・・・・・・・・・・・23
4	指定公共機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・23
5	自主防災組織への支援・・・・・・・・・・・・・・23
6	ボランティア団体等に対する支援・・・・・・・・・・・24
第31	節 通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
1	非常通信体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・25
2	非常通信体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・25
第41	
1	基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・26
2	警報等の伝達に必要な準備・・・・・・・・・・・・・28
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備・・・・・・・・28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備・・・・・・・・・・30
第51	節 研修・訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
1	研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
2	訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・33
1	避難に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・ 33
2	避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・・・34
3	救援に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・・・・・・・・・34
5	避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・・・・・34
第3章	生活関連等施設の把握等・・・・・・・・・・・35
第11	節 生活関連等施設の把握等・・・・・・・・・・・・35
1	施設の種類及び所管省庁・・・・・・・・・・・・・・ 35
第21	節 町が管理する公共施設等における警戒・・・・・・・・ 36

第4章	物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・・・37
第11	節 備蓄及び整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
1	町における備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・37
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等・・・・・・・・37
第5章	国民保護に関する啓発・・・・・・・・・・・・38
1	国民保護措置に関する啓発・・・・・・・・・・・・・38
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・・・・・38
第3編	武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・・・39
MA O WILL	
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・・・・・・39
第11	
1	緊急事態対策室等の設置・・・・・・・・・・・・39
2	町対策本部への移行に要する調整・・・・・・・・・・・41
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応・・・・・・・41
第21	
1	町対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・42
2	町対策本部を設置すべき町の指定の要請等・・・・・・・・・43
3	町対策本部の組織・担当別業務・・・・・・・・・・・・43
4	町対策本部長の権限・・・・・・・・・・・・・・・48
5	通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
6	町対策本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・49
第31	
1	国・県の対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・・50
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等・・・50
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・・・・・・・・50
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託・・・・・・・51
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・・・・・・・51
6	町の行う応援等・・・・・・・・・・・・・・・・・51
7	ボランティア団体等に対する支援等・・・・・・・・・・52
8	住民への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・52
	節 国民保護措置に従事する者等の安全確保・・・・・・・・53
1	特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・・・・53
2	特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発・・・・・・・・・54
3	安全確保のための配慮、情報提供等・・・・・・・・・・・54

第	2	章	警	脊報及び避難の指示等・・・・・・・・・・・・・・ 55
	第	1	節	警報の伝達・・・・・・・・・・・・・・55
		1	警	報の内容の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・56
		2	警	報の内容の伝達方法 ・・・・・・・・・・・・・56
		3	全	国瞬時警報システム(J-ALERT)による伝達 ・・・・・・・56
		4	関	係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・56
		5	避	難行動要支援者等への配意 ・・・・・・・・・・・57
		6	警	報の解除の伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・57
		7	緊	急通報の伝達及び通知 ・・・・・・・・・・・・・57
	第	2	節	避難住民の誘導等・・・・・・・・・・・・58
		1	避	難の指示の通知・伝達 ・・・・・・・・・・・・・58
		2	避	難実施要領の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・59
		3	避	難住民の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
		4	退	避の指示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
第	3	章	求	な援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
	第	1	節	救援の実施・・・・・・・・・・・・・・71
	第	2	節	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・73
	第	3	節	救援の基準及び内容・・・・・・・・・・・74
..				
第				☆ 力攻撃災害への対処措置 ・・・・・・・・・・ 75
	第	1	節	武力攻撃災害への対処の基本的考え方等・・・・・・・・75
			1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方・・・・・・・・75
	***		2	武力攻撃災害の兆候の通知等・・・・・・・・・・・76
	第	2	節	応急措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
			1	退避の指示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
			2	警戒区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・ 78
			3	応急公用負担等 ・・・・・・・・・・・・・・・79
	e.e.		4	消防に関する措置等・・・・・・・・・・・・・・・79
	第	3	節	生活関連施設における災害への対処等・・・・・・・81
			1	生活関連等施設の安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・81
	ሎሎ		2	危険物等に係る武力攻撃災害の防止及び防除・・・・・・・81
	弗	4	節	武力攻撃原子力災害への対処等・・・・・・・・82
			1	基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
			2	武力攻撃災害の発生防止のための要請等・・・・・・・82
			3	武力攻撃等の兆候の通報・・・・・・・・・・・・・・・83
			4	放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等・・・83
			5	武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携等・・・・・・83
			6	応急対策の実施等 ・・・・・・・・・・84
	<i>}</i>	_	7 **	事後対策の実施・・・・・・・・・・85
	第	5	節	NBC 攻撃による災害への対処 ・・・・・・・・86

第5章	安否情報の収集等・・・・・・・・・・・・・・88	
第11	ち 安否情報の収集、提供 ・・・・・・・・・・・・・88	
	安否情報の収集 ・・・・・・・・・・・・・・・89	
	2 県に対する報告 ・・・・・・・・・・・・・・・89	
	3 安否情報の照会に対する回答 ・・・・・・・・・・・89	
	l 日本赤十字社に対する協力 ・・・・・・・・・・・・90	
第21	被災情報の収集・報告 ・・・・・・・・・・・・・・91	
第6章	保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・92	
	保健衛生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・92	
	2 廃棄物の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・92	
第4編	住民生活の安定・復旧等・・・・・・・・・・・・・94	Ł
第1章	国民生活の安定に関する措置 ・・・・・・・・・・94	
	生活関連物資等の価格安定 ・・・・・・・・・・・・94	4
	2 避難住民等の生活安定等 ・・・・・・・・・・・・・94	4
	3 生活基盤等の確保・・・・・・・・・・・・・・・94	4
第2章	応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・95	
	基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・95	5
	2 ライフライン施設(上下水道)の応急復旧 ・・・・・・・・95	
	3 輸送路の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・95	5
第3章	武力攻撃災害の復旧・・・・・・・・・・・・・・・96	3
	国における所要の法制の整備等・・・・・・・・・・・96	3
	2 町が管理する施設及び設備の復旧・・・・・・・・・・・96	3
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・・97	
	費用の負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97	7
	2 損失補償及び損害補償 ・・・・・・・・・・・・・・98	
	3 総合調整及び指示に係る損失の補填・・・・・・・・・・98	3
第5編	緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・99	9
	緊急対処事態への対処 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・99	
	2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 ・・・・・・・・・99	
		-

第1編 総則

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を 的確かつ迅速に実施するため、下記のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民 の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 目的

町国民保護計画は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や社会活動に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置など国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

2 町の責務及び町の国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務(法16条①②)

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本方針、県の国民保護計画 及び町国民保護計画に基づき、住民の協力を得つつ、国、県、指定(地方)公共機関等と連 携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する国 民保護措置を総合的に推進する。

- (2) 町国民保護計画の位置づけ(法35条) 町は、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。
- (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画では、町内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町 が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項につ いて定める。

3 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備え・予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 住民生活の安定・復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

4 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画は、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護訓練の検証結果、我が国を取り巻く安全保障環境の変化等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続(法35条⑤⑥⑧、法39条③)

町国民保護計画の変更に当たっては、町協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、町議会に報告し、公表する。

ただし、法施行令で定める軽微な変更については、町協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、 国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重(法5条)

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その権限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済(法6条)

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、迅速に処理するよう努める。

また、迅速な救済が可能となるよう、手続に係る処理体制等を整備する。

3 国民に対する情報提供(法8条)

町は、武力攻撃事態等においては、警報・緊急通報の発令・避難の状況など国民保護措置に 関する正確な情報について、防災行政無線、IP告知端末、メール、CATV、インターネット 等を通じて適時に、適切な方法で国民に対し提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町及び指定(地方)公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 実施体制の確立

町は、武力攻撃事態等の発生に備え、必要な資機材の備蓄、実践的な訓練の実施など、平素 における準備体制の充実を図る。

また、初動体制、町対策本部等の国民保護措置の実施体制における役割分担を明確にし、迅速な対応を図る。

6 国民の協力(法4条)

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のために必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合、これらの協力は、その自発的な意思によるものであって、その要請にあたって 強制があってはならない。

また、町は、消防団・自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努め、町民の自発的協力や、地域での助け合いが得られるよう努める。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法(ジュネーヴ諸条約など武力紛争の際に適用 される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したもの)の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、的確かつ効率的な国民保護措置の実施に向け、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、日本に居住又は滞在している外国人についても武力攻撃災害から保護すべきことに留 意する。

8 指定(地方)公共機関の自主性の尊重

町は、指定(地方)公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定(地方)公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

10 地域特性への配慮

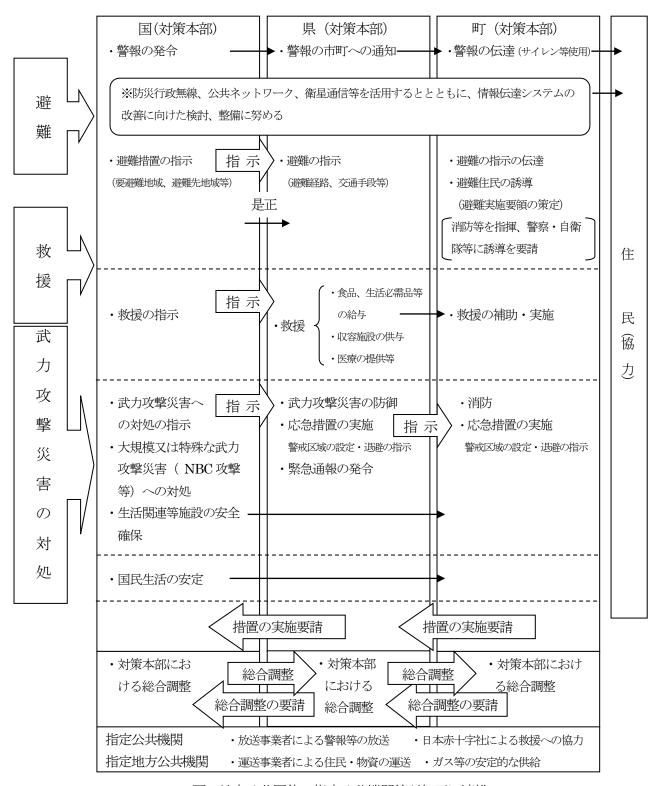
町は、国民保護措置の実施に当たっては、長い海岸線、志賀原子力発電所の立地等の地域特性 に特に配慮する。

第3章 関係機関の事務・業務の大綱と連携

国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

【国民保護措置の仕組み】 (イメージ図)

国、県、町等におけるそれぞれの国民保護の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

1 関係機関の事務・業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定(地方)公共機関の業務は、おおむね次のとおりである。

【町】

機関の名称		事	務	•	業	務	\mathcal{O}	大	綱
	1	町国民保護語	計画の作品	戎					
	2	町協議会の記	2置、運	営					
	3	町対策本部及	及び町緊急	急本部	の設置	、運営	4		
	4	組織の整備、	訓練						
	5	警報 · 緊急	通報の住!	民等へ	の伝達	、避難	住民の	誘導、	関係機関の調整
	2	その他の住民の	の避難に	関する	措置の	実施			
町	6	避難実施要領	質の策定						
μ)	7	救援の実施、	安否情報	報の収	集・提	供その	他の避	難住月	民等の救援に関す
		る措置の実施	i						
	8	退避の指示、	警戒区域	或の設	定				
	9	消防、廃棄物	勿の処理、	被災	情報の	収集そ	の他の	武力吗	攻撃災害への対処
	に関する措置の実施								
	10	水の安定的な	な供給その	の他の	住民生	活の劣	定に関	する抗	昔置の実施
	11	武力攻擊災害	害の復旧!	こ関す	る措置	の実施	<u>t</u>		

【県】

機関の名称	事務・業務の大綱
	1 県国民保護計画の作成
	2 県協議会の設置、運営
	3 県対策本部及び県緊急本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報・緊急通報の市町等への通知
	6 住民への避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越え
	る住民の避難その他の住民の避難に関する措置の実施
県	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関
	する措置の実施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区
	域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への
	対処に関する措置の実施
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定
	に関する措置の実施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称		事務・業務の大綱
	1	管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
山水 (大松)	2	他管区警察局との連携
中部管区警察局	3	管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
	4	警察通信の確保及び統制
→ ₹₹₹₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	1	所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
大阪防衛施設局	2	米軍施設内通行等に関する連絡調整
	1	電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
	2	電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用規律に関する
北陸総合通信局	,	<u>-</u>
	3	非常事態における重要通信の確保
	4	非常通信協議会の指導育成
	1	地方公共団体に対する災害融資
北陸財務局	2	金融機関に対する緊急措置の指示
10世代11万/11	3	普通財産の無償貸付
	4	被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関		輸入物資の通関手続
(金沢税関支署)		州/ イグ貝 V / 厄内 丁が
東海北陸厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供
石川労働局		被災者の雇用対策
北陸農政局	1	武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
7山至/天水川	2	農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局		武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
	1	救援物資の円滑な供給の確保
中部経済産業局	2	商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
	3	被災中小企業の振興
中部近畿産業保安	1	鉱山における災害時の応急対策
監督部	2	危険物等の保全
北陸地方整備局	1	被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
(金沢港湾・空港	2	港湾施設の使用に関する連絡調整
整備事務所)	3	港湾施設の応急復旧
(金沢河川国道事務		
所)		
北陸信越運輸局	1	運送事業者への連絡調整
	2	運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1	飛行場使用に関する連絡調整
(小松空港事務所、能	2	航空機の航行の安全確保
登空港出張所)		

機関の名称		事務・業務の大綱
東京航空交通管制部		航空機の安全確保に係る管制上の措置
(能登空港)		
東京管区気象台		気象状況の把握及び情報の提供
(金沢地方気象台)		
第九管区海上保安本部	1	船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
(金沢・七尾	2	海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
海上保安部、七尾	3	生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
海上保安部能登海上保	4	海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
安署)	5	海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻
	車	撃災害への対処に関する措置

【自衛隊】

機関の名称	事務・業務の大綱
陸上自衛隊	1 武力攻撃事態等における侵害の排除
海上自衛隊	2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する
航空自衛隊	国民保護措置の支援等

【指定公共機関】

機関の名称		事務・業務の大綱
ナた、大・平・米・大	1	警報・避難の指示(警報・避難の指示の解除を含む)の内容の放送
放送事業者	2	緊急通報の内容の放送
	1	避難住民の運送
運送事業者	2	緊急物資の運送
	3	旅客・貨物の運送の確保
電气活停車坐	1	避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置の協力
電気通信事業者	2	通信の確保、国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者		電気の安定的な供給
日本郵便㈱		郵便の確保
病院その他の医療機関		医療の確保
公共的施設管理者		道路等の維持管理
日本赤十字社	1	救援への協力
日本が「十江	2	外国人の安否情報の収集、整理、回答
	1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
日本銀行	2	銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた
	1	言用秩序の維持

【指定地方公共機関】

機関の名称			事	務	•	業	務	の	大	綱	
放送事業者	1	警報·〕	壁難の	指示	(警報	• 避難(り指示の	の解除を	含む)	の内容	の放送
	2	緊急通	報の内	容の抗	发送						
	1	避難住」	その運	送							
運送事業者	2	緊急物質	資の運	送							
	3	旅客•1	貨物の	運送の)確保						
ガス事業者		ガスの	安定的	な供給	스 디						
病院その他の医療機関		医療の	確保								
公共的施設管理者		道路等	の維持	管理							

2 関係機関の連携体制の整備

(1) 国、県、指定(地方)公共機関との連携(法3条④) 町は、あらかじめ、国、県、指定(地方)公共機関の担当部署・連絡先を把握し、訓練等を通じて円滑に国民保護措置を実施できるよう連携体制の整備を図る。

(2) 他の市町との連携

町は、あらかじめ他の市町の連絡先を把握するとともに、近隣市町等と区域を越える住民の避難・救援に関する協定及び救援物資に係る相互応援協定を締結するなど、連携体制の整備を図る。

(3) 公共的団体等との連携

町は、あらかじめ関係する公共的団体等の連絡先等を把握するとともに、物資の提供や 応急対策等について協定を締結するなど公共的団体等との連携体制の整備を図る。

第4章 本町の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切に実施するため、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき本町の地理的、社会的特徴について定める。

1 地形

(1) 概 要

本町は、能登半島の中央部に位置し、南北に長く約50kmに及ぶ長い海岸線を有している。北は輪島市や穴水町に接し、西は日本海、東は眉丈山に連なる丘陵地帯、南は羽咋市に隣接している。

(2) 自然

- ○面積 246.76 k m² (うち森林 53.5%、農地 22.8%)
- ○平均気温 14.8°C (平年値)
- ○年間降水量 1756.5mm (平年値)(気象庁 気象統計情報 年ごとの値 2020年から)

2 人口

令和3年3月末日現在

	人]		年	龄構 成比率		一世帯		
総数	男	女	世帯数	新生 児~ 12歳	13歳 ~ 64歳	65歳 以上	当り人員	人口密 度	面積
人	人	人	世帯	%	%	%	人	人/km²	k m²
19, 418	9, 249	10, 169	8, 007	7. 0	49.0	44. 0	2. 43	79	246. 76

3 道路の位置等

(1) 国道

○北から南に延びて輪島市と羽咋市につながる

国道249号

- (2) のと里山海道
 - ○北東から南に延びて穴水町と羽咋市につながる
- (3) その他の主要道路

○輪島市境から海岸線をとおり中浜に延びる

○穴水境から東小室へ南北に延びる

○国道 249号富来地頭町から七尾市に延びる

○福浦港から七尾市に延びる

○国道 249号堀松から七尾市に延びる

○国道 249号高浜から七尾市に延びる

主要地方道 深谷中浜線

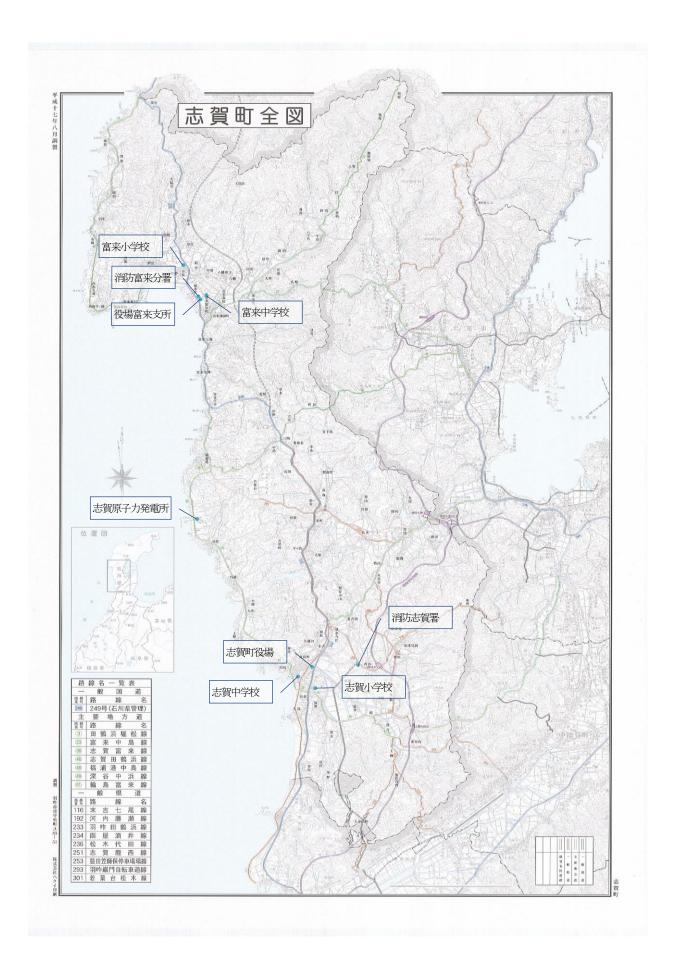
主要地方道 輪島富来線

主要地方道 富来中島線

主要地方道 福浦港中島線

主要地方道 田鶴浜堀松線

主要地方道 志賀田鶴浜線



4 発電所

志賀原子力発電所

所在地:志賀町赤住

①1号機

電気出力:54万kW

原子炉型式:沸騰水型軽水炉

②2号機

電気出力:135万8千kW

原子炉型式:沸騰水型軽水炉(改良型)

5 浄水施設

令和3年3月末日現在

11/1/200		14 14 0 1 0 / 1 / 14 / 14		
	<u> </u>			
給水人口	18	, 057 人		
平均給水量	6, 1	81 m³/日		
浄 水 場	清水浄水場(深井戸)	七海浄水場(七海川表流水)		
	第2浄水場(深井戸)堀松	東増穂浄水場(深井戸)		
	第3净水場(深井戸)出雲	広地浄水場 (広地川表流水)		
	第4净水場(深井戸)五里峠	酒見浄水場(深井戸・表流水)*休止中		
土田送水ポンプ場(深井戸)		西海浄水場(深井戸)		
	中核団地送水ポンプ場(深井戸)			

6 港湾、漁港施設

福浦港 水深4m

100トンクラスの船舶が寄港可能

富来漁港 水深4m

100トンクラスの船舶が寄港可能

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画は、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻擊事態

(1) 武力攻擊事態

武力攻撃事態は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態であり、その特徴、留意点は次のとおりである。

事態 特 徴 留 意 点 ゲリラや特殊 ○事前にその行動を予測、察知ができず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 ○少人数で、使用可能な武器も限定されることから、被害の範囲は比較的狭いのが一般的だが、攻撃対象施設の種類(原子力発電所等)によっては、被害の範囲が拡大するおそれがある。 ○沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する攻撃も考えられる。 ○海に対する攻撃も考えられる。 ○事態の状況により、緊急通報の伝達、退避の指示、警戒区域の設定の措置などが必要である。 ○国際テロ組織等の動向に注意する必要がある。 ○短時間で我が国に着弾することが予想される。 ○短時間で我が国に着弾することが予想される。 ○海神前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC 弾頭)を特定することは困難である。 ○はた、避頭の種類により被害の修修、対けに表する。 ○はた、避頭の種類により被害の修修、対けに表する。 ○はた、避頭の種類により被害の修修、対けに表する。 ○はた、避頭の種類により被害の修修、対けに表する。 ○はた、避頭の種類により被害の修修、対けに表する。 ○ はた、避頭の種類により被害の修修、対けに表する。 ○ は、過避可の種類により被害の修修、対けに表する。 ○ はた、避頭の種類により被害の修修、対けに表する。 ○ ある。
部隊による攻撃 発的に被害が生ずることも考えられる。
撃
とから、被害の範囲は比較的狭いのが一般的だが、攻撃対象施設の種類(原子力発電所等)によっては、被害の範囲が拡大するおそれがある。 ○沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する攻撃も考えられる。 ○沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する攻撃も考えられる。 ○海岸では極めて困難である。 ○短時間で我が国に着弾することが予想される。 ○海時間で我が国に着弾することが予想される。 ○海時間で発が国に着弾することが予想される。 ○海時間で発が国に着弾することが予想される。 ○海時間で発が国に着弾することが予想される。 ○海時間で発が国に着弾することが予想される。 ○海時間で発が国に着弾することが予想される。 ○海時間で発が国に着弾することが予想される。 ○海時間で発弾することが重要である。
だが、攻撃対象施設の種類(原子力発電所等)によっては、被害の範囲が拡大する おそれがある。 ○沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する攻撃も考えられる。 ●道ミサイル 攻撃 「発射兆候を察知した場合でも、発射段階で攻撃目標の特定は極めて困難である。 ○短時間で我が国に着弾することが予想される。 「海弾前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC 弾頭)を特定することは困難である。
によっては、被害の範囲が拡大する おそれ がある。 ○沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標 に対する攻撃も考えられる。 『道ミサイル 攻撃目標の特定は極めて困難である。 ○短時間で我が国に着弾することが予想され る。 ○短時間で我が国に着弾することが予想され る。 ○海哨前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC 弾頭)を特定することは困難である。 「被害を局限化することが重要で ある。
がある。 〇沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する攻撃も考えられる。 『温遊の指示、繁戒区域の設定の措置などが必要である。 〇国際テロ組織等の動向に注意する必要がある。 ②産内への避難や消火が中心とな攻撃目標の特定は極めて困難である。 ①短時間で我が国に着弾することが予想される。 ②海弾前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC で被害を局限化することが重要である。
○沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する攻撃も考えられる。 「正対する攻撃も考えられる。 「連進を対した場合でも、発射段階ででは要がある。 「空間では極めて困難である。」では、大学目標の特定は極めて困難である。 「短時間で我が国に着弾することが予想される。」では、大学に対して、対学には極めて困難である。」では、大学に対して、対学に対し、対学に対して、対学に対し、対学に対して、対学に対し、対学に対し、対学に対学に対して、対学に対し、対学に対し、対学に対し、対学に対学に対し、対学に対学に対学に対し、対学に対学に対学に対学に対学に対学に対学に対学に対学に対学に対学に対学に対学に対
に対する攻撃も考えられる。
の措置などが必要である。 ○国際テロ組織等の動向に注意する 必要がある。 ○遅内への避難や消火が中心とな 攻撃 「大撃 「大撃 「大撃 である。」 「全内への避難や消火が中心とな ないない。」 「大撃 である。」 「大撃 できないる。」 「大撃 できないる。
□国際テロ組織等の動向に注意する 必要がある。 ○発射兆候を察知した場合でも、発射段階で 攻撃目標の特定は極めて困難である。 □短時間で我が国に着弾することが予想され る。 □着弾前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC 弾頭)を特定することは困難である。 ○国際テロ組織等の動向に注意する ○屋内への避難や消火が中心とな る。 □短時間で着弾することから、迅速 な情報伝達と速やかな対応によっ て被害を局限化することが重要で ある。
必要がある。 ○発射兆候を察知した場合でも、発射段階で 攻撃目標の特定は極めて困難である。 ○短時間で我が国に着弾することが予想され る。 ○着弾前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC 弾頭)を特定することは困難である。 ある。
 弾道ミサイル 文撃目標の特定は極めて困難である。 つ短時間で我が国に着弾することが予想される。 つ着弾前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC 弾頭)を特定することは困難である。 が屋内への避難や消火が中心となる。 つ短時間で着弾することから、迅速な情報伝達と速やかな対応によって被害を局限化することが重要である。
攻撃 攻撃目標の特定は極めて困難である。 ○短時間で我が国に着弾することが予想される。 ○海弾前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC 弾頭)を特定することは困難である。
○短時間で我が国に着弾することが予想される。 る。 ○着弾前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC 弾頭)を特定することは困難である。
る。 な情報伝達と速やかな対応によっ ○着弾前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC で被害を局限化することが重要で ある。 ある。
○着弾前に弾頭の種類(通常弾頭又は NBC で被害を局限化することが重要で 弾頭)を特定することは困難である。 ある。
弾頭)を特定することは困難である。 ある。
○また 説頭の種類により如字の能性 対応
○また、弾頭の種類により被害の態様、対応
が大きく異なる。
○通常弾頭の場合は、NBC弾頭と比較して被
害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等
が考えられる。
航空機による ○兆候の察知は比較的容易であるが、対応の ○攻撃目標地を限定せずに、屋内へ
攻撃 時間は少なく、攻撃目標の特定は困難であ の避難等の避難措置を広範囲に指
(空爆) る。 示することが必要である。
○攻撃の意図、弾薬の種類により攻撃目標、被 ○特に生活関連等施設の安全確保、
害の程度は変化する。 武力攻撃災害の発生・拡大の防止
○都市部が主要な目標となることも想定され 等の措置が必要である。
ライフラインのインフラ施設が目標となる
こともあり得る。
○意図の達成まで繰り返し行われることも考
えられる。
○通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火
災等が考えられる。

事 態	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	○国民保護措置を実施すべき地域が広範囲で	○事前の準備は可能である。
(船舶や航空	比較的長期に及ぶことが予想される。	○戦闘予想地域から先行して、広域
機により地上	○船舶による上陸の場合は、船舶等の接岸容	避難が必要となる。(都道府県の
部隊が上陸)	易な地形の沿岸部が当初の侵略目標となり	区域を越える避難)
	やすいと考えられる。	○広範囲にわたる武力攻撃災害の発
	○航空機による侵略部隊の投入の場合は、大型	生が予想されるので、復旧が重要
	輸送機が離着陸可能な空港の存在する地域	な課題となる。
	が侵略目標となる可能性が高く、当該空港が	
	上陸用船舶等の接岸容易な地域と隣接して	
	いる場合は、特に目標となりやすいと考えら	
	れる。	
	○着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイル	
	攻撃が実施される可能性が高い。	
	○主に、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破	
	壊、火災等が考えられ、石油貯蔵施設など、	
	攻撃目標となる施設の種類によっては二次	
	被害の発生が予想される。	

注:「国民の保護に関する基本方針」(閣議決定)、「事態の類型ごとの特色」(消防庁)及び「石川県国民保護計画」等により作成

(2) NBC攻撃

特殊な対応が必要となる NBC攻撃についての特徴、留意点は次のとおりである。

13%1.00%	別心が必安となる NDC攻撃についての特徴、笛息が	(MODE) = CAO / CA/O
手 段	特 徴	留意点
核兵器等	○当初段階では、核爆発に伴う熱線、爆風、放	○熱線による熱傷や放射線障害等に
	射線により爆心地周辺において被害を短時	対する医療が必要となる。
	間にもたらす。	○避難に当たっては、風下を避ける
	○放射性降下物からの残留放射線が、風下方向	必要がある。
	に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。	○手袋、帽子、雨ガッパ等によって
	○中性子誘導放射能(建築物や土壌等に中性子	放射性降下物による外部被ばくの
	が放射されることで、それらの物質そのもの	低減を図る必要がある。
	が持つようになる放射能) による残留放射線	○口及び鼻を汚染されていないタオ
	によって爆心地周辺において被害が生じる。	ル等で保護し、汚染の疑いのある
	○放射性降下物は、皮膚に付着することによる	水や食物の摂取を避け、安定ヨウ
	外部被ばくや汚染された飲料水や食物の摂	素剤の服用等により内部被ばくの
	取による内部被ばくにより、放射線障害が発	低減に努める。
	生する。	○汚染地域の立入制限を確実に行う
		ことが必要である。
		○避難誘導、医療要員の被ばく管理
		の実施が重要である。
		○放射性物質を混入させた爆弾(ダ
		ーティボム)もあり、核兵器と比
		較して小規模ではあるが、爆発の

	<u> </u>	<u>T</u>
		被害と放射能による被害をもたら
		すことから、核兵器と同様の対処
		が必要となる。
		○核攻撃等においては、避難住民等
		(運送に使用する車両及びその乗
		務員を含む。)の避難退域時検査
		及び簡易除染(町地域防災計画(原
		子力防災計画編)の簡易除染をい
		う。以下同じ。)その他放射性物
		質による汚染の拡大を防止するた
		め必要な措置を講じる必要があ
		る。
生物兵器	○人に知られず散布が可能である。	○厚生労働省を中心に、一元的情報
	○潜伏期間に感染者が移動することにより、被	収集、データ解析等のサーベイラ
	害拡大の可能性がある。	ンス(疾病監視)により、感染源、
	○使用させる生物剤の特性、感染力、ワクチン	感染地域の特定、病原体の特性に
	の有無、既知の生物剤か否かで被害の範囲が	応じた医療活動、まん延防止の実
	異なるが、二次感染による被害の拡大も考え	施が重要である。
	られる。	
化学兵器	○一般的には、風下方向に拡散する(地形・気	○原因物質の検地、汚染地域の特定、
	象等の影響を受ける)。	予測が必要である。
	○空気より重いサリン等の神経剤は下をはう	○一般的には安全な風上の高台に誘
	ように広がる場合が多い。	導する必要がある。
	○特有のにおいのあるもの、無臭のもの等、性	○汚染者には、可能な限り除染し、
	質は化学剤の種類により異なる。	原因物質に応じた救急医療を行う
		ことが重要である。
		○汚染地域の特定と除染、地域から
		の原因物質を取り除くことが重要
		である。

注:「国民の保護に関する基本指針」(閣議決定)、「事態の類型ごとの特色」(消防庁)及び「石 川県国民保護計画」等により作成

2 緊急対処事態

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した 事態又は、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認めるに至った事態(後日対処基 本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国民 の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処が必要な事態であり、事態例及 び主な被害の概要は次のとおりである。

【留意点】

○基本的には、大規模テロとよばれる攻撃事態など、ゲリラ・特殊部隊による攻撃における対 処と類似の事態が想定される。

	<u> </u>	事態例	主な被害の概要
	危険性を内在する る物質を有する	○原子力発電所等の破壊	○大量の放射性物質が放出され、周辺住民が 被ばく。
攻	施設等に対する 攻撃が行われる		○汚染された飲食物を摂取した住民が被ば く。
(撃対象施設等によ	事態	○石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破○危険物積載船への攻撃	○爆発、火災の発生○建物、ライフライン等の被災により社会経済活動に支障が発生。○危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生。○港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等により社会経済活動に支障が発生。
る		○ダムの破壊	○下流に及ぼす被害は多大。
分類	多数の人が集合 する施設、大量輸 送機関等に関す る攻撃が行われ る事態	○大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破○列車等の爆破	○爆破による人的被害の発生。○施設が崩壊した場合には、人的被害は多大。
攻撃	多数の人を殺傷 する特性を有す る物質等による 攻撃が行われる 事態	○ダーティボム(放射性物質を 混入させた爆弾)等の爆発に よる放射能の拡散 ○炭疽菌等生物剤の航空機等 による大量散布	○爆発による被害は、爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱、炎による被害。 ○小型核爆弾は、核兵器と同様である。 ○生物剤の特徴は、生物兵器の特徴と同様
手手段に		○市街地等におけるサリン等 化学剤の大量散布 ○水源地への毒素等の混入	○化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様○毒素の特徴は、化学兵器の特徴と同様
よる分類	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ○弾道ミサイル等の飛来	○施設の破壊に伴う人的被害。○施設の規模により被害の大きさが変化。○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想。○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災

注:「国民保護に関する基本指針」(閣議決定)、「事態の類型ごとの特色」(消防庁)及び「石川県国民保護計画」等により作成

第2編 平素からの備え・予防

第1章 組織・体制の整備 第1節 町における組織・体制の整備

国民の保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、組織・体制、職員の配置及び服務 基準等の整備を図る必要があることから、各課における平素の業務、職員の参集基準等に ついて定める。

1 町の各課における平素の業務

町の各課は、国民保護措置を的確・迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。 その主な業務は、次のとおりである。

【町の各課における平素の業務】

課名	平素の主な業務					
全課共通	○各課内の国民保護担当職員の配置及び交代要員の確保に関すること					
○所管施設・関係機関等の把握、安全対策に関すること。						
	○国民保護に関する業務の総括、各課室間の調整、企画立案等に関する					
	こと					
	○町国民保護計画に関すること					
	○町協議会の運営に関すること					
	○住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関するこ					
環境安全課	ح ا					
	○避難実施要領の策定に関すること					
	○避難施設の運営体制の整備に関すること					
	○国民保護措置についての訓練に関すること					
	○廃棄物処理に関すること					
	○特殊標章等の交付、許可に関すること					
	○物資及び資材の備蓄等に関すること					
総務課	○職員の服務に関すること					
富来支所	○災害状況の調査及び情報の収集に関すること					
	○バス等の緊急輸送手段の確保に関すること					
企画財政課	○義援物資の受付、管理に関すること					
	○公共施設等、住民避難施設の確保に関すること					
情報推進課	○広報活動に関すること					
税務課	○被災者に対する町税の徴収猶予、減免措置に関すること					
住民課	○安否情報の収集体制の整備に関すること					
	○高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の					
健康福祉課	整備に関すること					
(是)永行田行山(木	○医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること					
	○ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること					
商工観光課	○一時滞在者への安全確保対策に関すること					
農林水産課	○生鮮食品の流通状況の把握に関すること					

課室名	平素の主な業務					
	○道路、橋りょう、河川、港湾施設等の状況把握、安全対策に関するこ					
まち整備課	کے					
より金属味	○道路の除雪体制に関すること					
	○水道施設、飲料水の確保に関すること					
議会事務局	○議員との連絡、調整に関すること					
会計課	○義援金の受付、管理に関すること					
	○被災児童生徒に対する教科書、学用品の確保、調達、支給の体制整備					
教育委員会	に関すること					
○外国人への情報提供、相談に関すること						
消防本部	○武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む)					
(日的)个司)	○住民の避難誘導に関すること					

2 町の体制及び町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等(法41条)

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、初動体制から国民保護対策本部体制 に至る体制を整備することとし、その参集基準は、次のとおりとする。

【配備体制及び職員の参集基準】

配价	请体制	参 集 基 準	参集対象
	注意配備体制	1 国内において武力攻撃等によると疑われる	○環境安全課
		災害が発生するおそれがある場合で、環境安	
		全課長が必要と認めるとき	
		2 国外において武力攻撃等が発生した場合な	
		どで、我が国に対する何らかの武力攻撃等の	
		情報があるときで、環境安全課長が必要と認	
		めるとき	
初	警戒配備体制	1 県内において武力攻撃等によると疑われる	○環境安全課
		災害が発生するおそれがある場合で、環境安	○総務課
動		全課長が必要と認めるとき	○関係課
		2 他の都道府県において本県へ何らかの影響	
体		を及ぼす可能性のある武力攻撃等によると疑	
		われる災害が発生した場合で、環境安全課長	
制		が必要と認めるとき	
	緊急事態対策室	1 県内又は隣県で武力攻撃等によると思われ	○町長、副町長
	体制	る災害が発生し、又は発生するおそれが明白	○総務課
		な場合で、町長が必要と認めるとき	○関係課
		2 石川県に国民保護対策本部が設置された場	○その他町長が必要と認
		合で、町長が必要と認めるとき	める課
			○特に必要と認める場合
			は全職員
国目	民保護対策本部体	内閣総理大臣から町対策本部設置の指定の通	○全職員
制		知を受けたとき	
安定	官・復旧配備体制	内閣総理大臣から町対策本部設置の指定が解	○関係各課
		除され、避難住民等が復帰し、町民生活の安定	
		等を図るとき	
支担	受・受入配備体制	1 他の市町において対策本部が設置された場	○関係各課
		合で、町長が必要と認めるとき	
		2 他の都道府県の住民等が県内に避難してく	
		るとき	

(4) 職員への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、武力攻撃事態等発生時に町長を補佐し迅速かつ 適切な初動対応を行うため、携帯電話を携行するなど、常に連絡を受けることのできる体 制を維持する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

町対策本部長が、交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合等は、次の順位により その職務を代替する。

町対策本部員についても、参集が困難な場合に備えてあらかじめ代替職員を指定しておく。

[町対策本部長の代替職員]

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
町長 (町対策本部長)	副町長	総務課長	企画財政課長

(6) 職員の服務基準

町は、配備体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、町対策本部を設置した場合、その機能が確保されるよう、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保、食料・燃料の備蓄、自家発電施設の確保等に配慮する。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を 別途定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済(法6条)

町は、武力攻撃事態等が発生した場合、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。 このため、国民からの問合せに対応するため総務課を総合的な窓口とし、個々の対応については、関係部局で処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する次の文書を、志賀町文書事務取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。

○公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記載した書類等

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の紛失等を防ぐとともに、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関する文書について、次の場合には保存期間を延長する。

- ○武力攻撃事態等が継続している場合
- ○国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合

第2節 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定(地方)公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要であることから、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制 も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

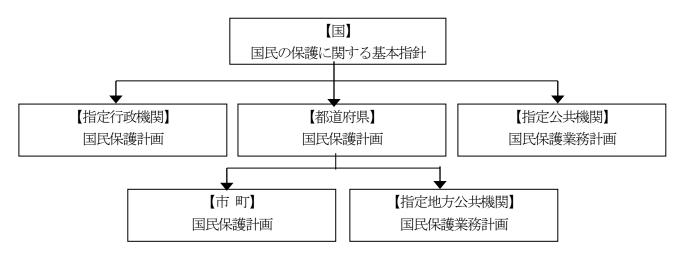
(2) 関係機関の計画との整合性の確保(法第35条38)

町は、国、県、他の市町、指定(地方)公共機関の関係連絡先を把握する。

また、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

【各関係機関の計画等の関係】 (イメージ図) (法34条(1)(2))

国、県、町等におけるそれぞれの国民保護計画等の関係を図示すれば、次のとおりである。



(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、「避難」、「救護」等の個別事項に関して、関係機関の積極的な参加を得た意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の 共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議(法35条⑤)

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置 等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携(羽咋市、七尾市、輪島市、穴水町、中能登町)

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携(法21条(2)(3))

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡 先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織への支援(法4条③)

町は、次のとおり自主防災組織に対する支援を行う。

- ○区長会等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実
- ○自主防災組織の結成及び活性化の促進
- ○訓練実施の促進
- ○自主防災組織の重要性に関する意識啓発
- ○講演会の実施

また、自主防災組織相互間及び消防団等との連携が図られるよう配慮する。

6 ボランティア団体等に対する支援

町は、自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援を行う。

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社石川県支部志賀分区、志賀町社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の確保が重要であることから、非常時における通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

また、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された北陸地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行う必要があることから、情報収集・提供等の体制整備に必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、通信の確保に当たっては、自然災害時において確保している防災行政無線等を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整理等を行う。

○武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。

施設·整備

- ○非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線、地上系・衛星系無線)関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ○無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携 を図る。
- ○武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
- ○夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ○通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

運

面

用

- ○無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における 運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及 び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十 分な調整を図る。
- ○電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ○担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ○国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、 高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手 段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を 行い、体制の整備を図る。

(3) 地域特性への配慮

町は、長い海岸線を有していることや志賀原子力発電所の立地等の地域特性にかんがみ、 県、県警察、必要に応じて海上保安部と連携し、海岸における不審者等の情報についての 通報体制の整備を図るよう努める。

(4)情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、 これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しな がらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(2) 防災行政無線等の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達に必要となる防災行政無線のデジタル化の推進やCATVの整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備について

町は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地 震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを 通じて直接市町村の同報系防災行政無線を自動起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報シ ステム(I-ALERT)の導入を行う。

(4) 県警察等との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周 知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPR すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民(負傷した住民も同様)
 - ① 氏名 (フリガナ)
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - ④ 住所 (郵便番号を含む)
 - ⑤ 国籍
 - ⑥ ①~⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
 - ⑦ 負傷 (疾病) の該当
 - ⑧ 負傷又は疾病の状況
 - ⑨ 現在の居所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ① 親族・同居者への回答の希望
 - ② 知人への回答の希望
 - ③ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

(上記①~⑥に加えて)

- (4) 死亡の日時、場所及び状況
- ⑤ 遺体が安置されている場所
- (16) 連絡先その他必要情報
- ① ①~⑥及び迎~⑥を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を安否情報システム等で効率的かつ安定的に整理、報告及び供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報 を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づ いてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1)情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あら かじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年月日に発生した〇〇〇による被害(第報)

年月日時分 志賀町

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
 - (1) 発生日時

年 月 日

- (2) 発生場所 〇〇町A丁目B番地C号(北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

	人 的 被 害			住家	被害		
市町名	死 者	行 方 不明者	負債	寡者	全壊	半壊	その他
11111174		不明者	重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

4 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時 の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に 対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育 成に努める。

第5節 研修・訓練

国民保護措置の実施に必要な知識の習得と武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る必要があることから、町における研修及び訓練の在り方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の見地を有する職員を養成するため、消防大学校、市町村職員中央研修 所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研 修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e — ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上 保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活 用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施(法42条)

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊、指定(地方)公共機関等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて 参加者に意思決定を行わせる図上訓練、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施す る。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- (3) 訓練に当たっての留意事項
 - ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練(原子力防災訓練を含む)とを有機的に連携させる。
 - ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、 区長会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への 的確な対応が図られるよう留意する。
 - ③ 訓練実施時には、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から

意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、町国民保護計画の見直し作業等に反映する。

- ④ 町は、区長会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所 その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練 の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、町の地図、道路網のリスト、避 難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

また、県が準備する基礎的資料の収集等に協力する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料(例)】

○町の地図

□地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかな、卓上に広げることが可能な 大きさの地図

○住宅地図

(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)

○町内の道路網のリスト

(避難経路として想定される国道、県道等の幹線的な道路のリスト)

○輸送力のリスト

○避難施設のリスト

(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)

○備蓄物資、調達可能物資のリスト

(備蓄物資の所在地、数量、町内の主要な民間事業者のリスト)

○生活関連施設等のリスト

(避難住民の誘導等に影響を及ぼす可能性のある一定規模以上のもの)

- ○関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- ○区長会、自主防災組織等の連絡先等一覧

(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)

○消防機関のリスト

(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)

(消防機関の装備資機材のリスト)

- ○避難行動要支援者の避難支援プラン
- (2) 隣接する市町との連携の確保

町は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の 避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、避難 行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要 支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これらの企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関(教育委員会など町の各執行機関や消防機関、県、県警察、海上保安部、自 衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁や県が作成するマニュアルを参考に、季節の別 (特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について 配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県からの救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、 避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うと ともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- ○輸送力に関する情報
 - ①保有車両等(定期・路線バス、船舶等)の数、定員
 - ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- ○輸送施設に関する情報
 - ①道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ②港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有する とともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等 第1節 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等において、国民の日常生活や周辺地域の住民等に大きな影響を及ぼすことが考えられる生活関連等施設の安全確保等について定める。

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県と の連絡態勢を整備する。

また、町は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17 年8月29 日閣副安危 第 364 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その 管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水・貯水・浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設	国土交通省
		航空保安施設	
	9号	ダム	国土交通省
			農林水産省
第28条		1号 危険物	総務省消防庁
		2号 毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
		3号 火薬類	経済産業省
		4号 高圧ガス	経済産業省
		5号 核燃料物質 (汚染物質を含む)	原子力規制委員会
		6号 核原料物質	原子力規制委員会
		7号 放射性同位元素 (汚染物質を含む)	原子力規制委員会
		8号 毒劇物 (医薬品、医療機器の品質、有効	厚生労働省
		性及び安全性の確保に関する法律)	農林水産省
		9号 電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
		10 号生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
		11 号毒性物質	経済産業省

第2節 町が管理する公共施設等における警戒

町が管理する公共施設等について、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があることから、予防対策について定める。

町は、その管理に係る生活関連等施設以外の公共施設等(例:文化ホール、富来活性化センター、病院など)について、特に情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ生活関連等施設の対応に準じて、警戒等の予防措置を実施するとともに、県警察への要請及び連携を図る。

なお、この場合、当該施設を指定管理者が管理している場合にあっては、指定管理者とも 十分な連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

第1節 備蓄及び整備

住民の避難や救援、その他国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、その備蓄、整備について必要な事項を定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ョウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(注) 安定ョウ素剤: 予防的に服用すれば、人体に有害な放射性ョウ素の体内への蓄積を防ぐことができるもの

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と 密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及 び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する 協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、その管理する施設及び設備について、国民保護措置の実施も念頭におきながら、 整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

町は、その管理する上下水道のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ、事業者間の応援体制の整備に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、その管理する土地、建物等について、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ 迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を 証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備する。

また、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 周知・啓発の方法

町は、国、県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体等を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

また、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

この場合、町は、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全確保及び災害対応能力 育成のため、町立学校において安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神 の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとる べき対処についても、国や県が作成する各種資料 (内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから 身を守るために」など) を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に 努める。 (なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載 しており、これらの資料を参照できる。)

第3編 武力攻撃事熊等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、 武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及 び財産の保護のために、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の様態に 応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の 段階等における町の初動体制等について定める。

第1節 初動体制

1 緊急事態対策室等の設置

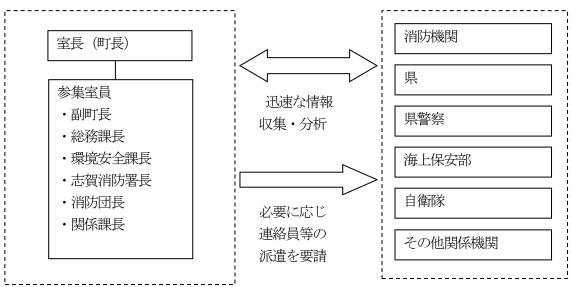
(1) 緊急事態対策室等の設置

町長は、現場からの情報により武力攻撃等によると疑われる災害が発生し、又は発生す るおそれがある行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察 に連絡を行うとともに、町として的確かつ迅速に対処するため、危機管理に不可欠な人数 により構成される次の体制をとる(詳細は、第2編第1章第1節2のとおり)。

- ① 注意配備体制
- ② 警戒配備体制
- ③ 緊急事態対策室体制

【志賀町緊急事態対策室の構成等】(イメージ)

緊急事態対策室



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の事情により、町職員が当該事案の発生を把握した 場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

(2) 県への連絡

緊急事態対策室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報 収集に努め、国、県、関係する指定(地方)公共機関の関係機関に対して迅速に情報提供 を行うとともに、緊急事態対策室を設置した旨について、県に連絡する。

(3) 初動体制の確保

町は、緊急事態対策室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置がない場合においては、町長は必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、町対策本部設置の要請などの措置等を行う。

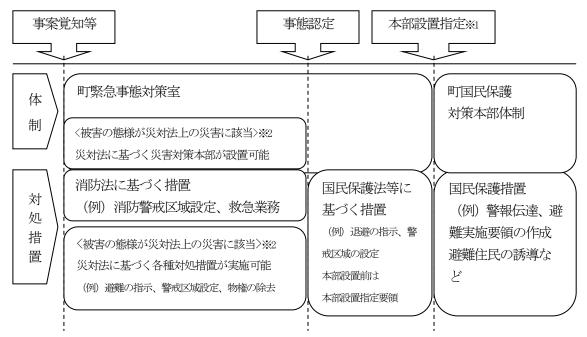
緊急事態対策室等における初動措置について次のことを実施する。 (法29条⑪)

- ① 注意配備体制
 - 情報の収集及び不測事態への準備
- ② 警戒配備体制
 - 情報収集の強化
 - 関係機関との連絡、調整
 - 連絡会議等の開催による対応策の検討・実施
- ③ 緊急事態対策室体制
 - 情報の収集・分析
 - 関係機関等との連絡、調整
 - 緊急対策会議等の開催による対応策の検討・実施
 - 町対策本部の設置への備え

(4) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や 他の市町に対して支援を要請する。

2 町対策本部への移行に要する調整(法27条①)



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれことになる。
- ※2 災対法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。
 - (1) 町は、緊急事態対策室を設置した後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態対策室は廃止する。
 - (2) 町は、災対法に基づく災害対策本部を設置した後、政府において事態認定が行われ、町 対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に 移行するとともに、災害対策本部は廃止する。

なお、町対策本部の設置前に災対法に基づく避難の指示等の措置がすでに講じられている場合には、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体性を強化すべきと判断した場合には、緊急事態対策室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事 案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

※【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室(仮称)を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2節 町対策本部の設置等

武力攻撃事態等において、町対策本部を設置すべき町として指定を受けた場合は、町対策本部を迅速に設置し、国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について定める。

1 町対策本部の設置

町対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

(1) 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

(2) 町長による町対策本部の設置(法27条①)

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

- (※ 事前に緊急事態対策室等を設置していた場合は、町対策本部に切り替える(再掲))。
- (3) 町対策本部員及び町対策本部職員の参集
 - ① 町対策本部員等への連絡

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉参集システム等 の連絡網等を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

(注) 一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前 に設定した職員の携帯電話等へ参集のための災害発生の通知を行うシステム 町職員は、参集の指示があったとき、直ちに参集し、初動対応等を行う。

② 参集場所

ア 原則:参集の指示があったときは、別途定める所定の場所に参集する。

イ 例外: 所定の場所に参集できない場合(道路等の途絶等)は、別途定める最寄りの 非常参集場所に参集する。

(4) 町対策本部の開設

設置場所

ア原則

町対策本部担当者は、原則として役場本庁舎3階の34会議室に町対策本部を開設する。

町対策本部の開設に当たっては、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

- イ 役場本庁舎が被災した場合等の対応
 - ○役場本庁舎が被災した場合など、役場本庁舎3階の34会議室に町対策本部を設置することが適当でないと認めるときは、34会議室以外の場所に町対策本部を設置する。
 - ○町は、役場本庁舎が被災した場合など町対策本部を役場本庁舎に設置できない場合に備え、あらかじめ、町対策本部の予備施設を定めておく。
 - 町対策本部の設置の場所の決定に当たっては、武力攻撃事態等の状況、今後の 予測等を十分考慮するものとする。

② 設置の連絡等

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。 また、県、隣接市町、指定地方公共機関等に対して、町対策本部を設置した旨を連絡 する。

ア連絡先機関

- (ア) 県 (イ) 隣接市町(羽咋市、七尾市、輪島市、中能登町、穴水町)
- (ウ) 自衛隊石川地方協力本部 (エ) 陸上自衛隊第14 普通科連隊
- (才)海上自衛隊舞鶴地方総監部 (力)航空自衛隊第6航空団
- (キ) 指定地方行政機関(ク) 指定(地方) 公共機関 (ケ) その他の関係機関

イ 連絡内容

- (ア) 本部設置の日時、場所、連絡先
- (イ) 設置の原因となった武力攻撃事熊等の概要
- (ウ) 国民保護措置実施体制への移行の要請
- (5) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 町内に町対策本部を設置することができない場合の対応 町の区域を越える避難が必要で、町内に町対策本部を設置することができない場合には、 知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

2 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等(法26条2)

町長は、次の場合、知事を経由して、内閣総理大臣(消防庁を経由)に対し、町対策本部を 設置すべき町の指定を行うよう要請する。

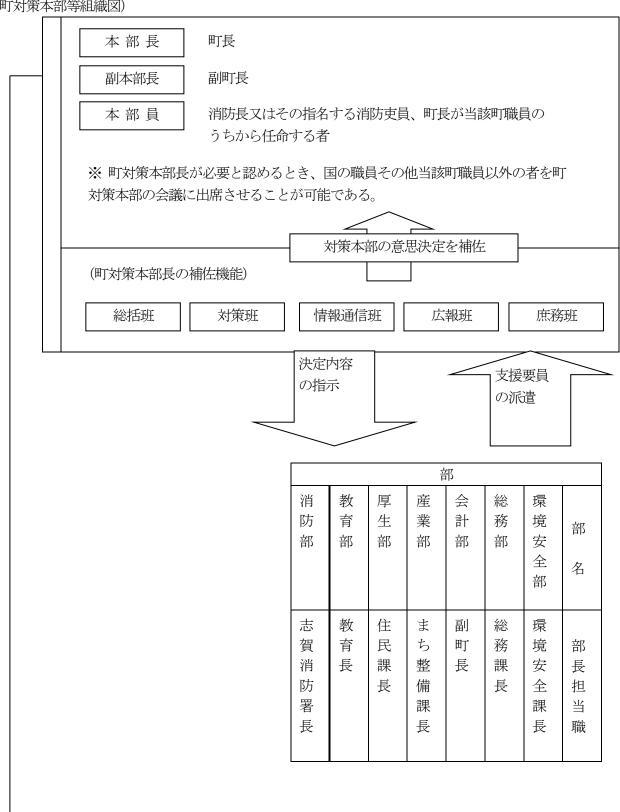
○町対策本部を設置すべき旨の国による指定が行われていない場合において、町における国 民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合。

3 町対策本部の組織・担当別業務

- (1) 町対策本部の組織構成
 - ① 町対策本部に、本部会議、部、支部を設置する。
 - ② 町対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、次の者をもって充てる。
 - (ア) 本部長 町長
 - (イ) 副本部長 副町長
 - (ウ) 本部員 町長部局の課長、議会事務局長、教育長、消防署長 消防団長

町対策本部等の組織構成について図示すれば次のとおりである。

(町対策本部等組織図)



現地対策本部設置場所

富来支所

(2) 町対策本部各部の構成組織及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【町対策本部長の補佐機能の編成】

班名	機	能	主管課	
	・ 町対策本部会議の運営に関す			
	・ 情報通信班が収集した情報を			
総 括 班	重要な意思決定に係る補佐	環境安全課		
	・ 町対策本部長が決定した方針	に基づく各班に対する		
	具体的な指示			
	町が行う国民保護措置に関す	る調整		
	・ 他の市町に対する応援の求め	、県への緊急消防応援	環境安全課	
対 策 班	隊の派遣要請及び受入等広域応	援に関する事項		
	県を通じた指定行政機関の長	等への措置要請、自衛		
	隊の部隊等の派遣要請に関する	事項		
	・ 以下の情報に関する国、県、	他の市町等関係機関か		
	らの情報収集、整理及び集約			
	○ 被災情報 ○ 災害への	総務課		
	○ その他総括班等から収集を依	№M为F木		
情報通信班	○ 避難や救援の実施状況		企画財政課	
	○ 安否情報		住民課	
	町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の 記録			
	・ 通信回線や通信機器の確保			
広 報 班	・被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報		総務課	
	道機関との連絡調整、記者会見	小凶为时		
	• 町対策本部員や町対策本部職	員のローテーション管		
庶 務 班	务 班		総務課	
	・ 町対策本部の食料の調達等庶	務に関する事項		

【町の各部における武力攻撃事態における業務】

部 名	主な業務
環境安全部	 ・ 町対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること ・ 廃棄物処理に関すること ・ 復旧に関すること ・ 特殊標章等の交付に関すること
総務部	 報道機関へ広報に関すること 災害関係経費の予算に関すること 鉄道、バス等の緊急輸送手段に関すること 義援品の受付、配分、礼状に関すること 救援物資及び応急復旧用資材の調達、あっせんに関すること 避難施設の運営体制の整備に関すること 被災者に対する町税の徴収猶予、減免措置に関すること 議員との連絡に関すること 議会に関すること
会計部	・ 義援金の出納、寄付金の受付及び礼状に関すること
産業部	・ 一時滞在者への災害応急対策に関すること・ 農林水産業施設の応急対策に関すること・ 道路、橋梁、河川、港湾施設等の応急対策に関すること・ 道路の除雪対策に関すること・ 水道・下水施設の応急対策に関すること
厚生部	安否情報の収集に関すること高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
教育部	学校等教育施設の応急対策に関すること被災児童生徒の応急教育対策に関すること被災児童生徒に対する教科書、学用品の確保、調達、支給に関すること外国人への情報提供、相談に関すること
消防部	・ 武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む。) ・ 住民の避難誘導に関すること

(3) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

【町対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

町対策本部には、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

町対策本部は、情報の提供に当たっては、テレビ・ラジオへの資料提供、記者会見、 問合せ窓口の開設、防災行政無線、IP告知端末、メール、CATV、インターネット、 広報誌等様々な手段を活用する。

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとすること
- イ) 広報する情報の内容については、県その他関係機関と情報交換を行うよう努めること
- ウ) 広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること

【主な通信手段】

- ○防災行政無線(県と市町等関係機関相互を結ぶ通信網)
- ○地域衛星通信ネットワーク(通信衛星を利用して、消防庁、県、市町等関係機関相互 を結ぶ通信網)
- ○同報系防災行政無線
- ○町内LAN(本庁舎、富来支所等を結ぶメールによるネットワーク)
- ○町内イントラネット (光ケーブルにより町内の公共施設を結ぶネットワークで、メール、IP電話通信)
- ○電話、FAX
- ○県総合防災情報システム 等

なお、主な報道機関の一覧は、別途整備する。

(4) 町現地対策本部の設置(法28条)

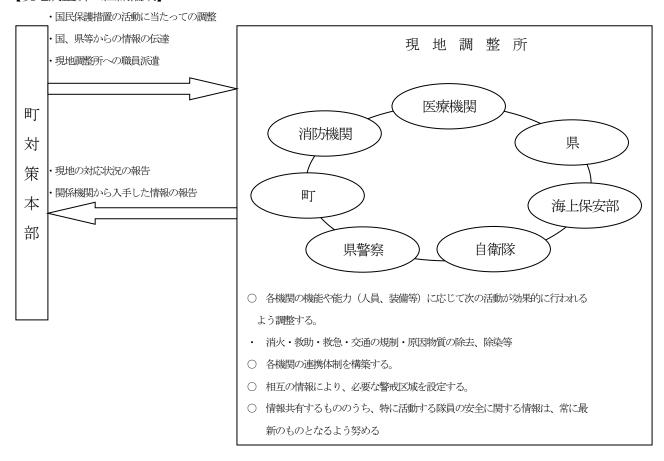
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他職員の うちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に 当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上 保安部、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地 調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣 し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



※ 現地調整所の性格

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲 内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするため に設置するものである(避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関に よる連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う等。)
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開き連携の強化を図ることにより、その都度現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。

また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、 その活動上の安全の確保に生かすものとなる。

④ 現地調整所について他の機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させる。

4 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たって、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整(法29条) 町対策本部長は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要がある と認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。 (2) 県対策本部長に対する総合調整の要請(法29条)

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県及び指定(地方)公共機関が実施する国民 保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本 部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置 に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め(法29条8)

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域 に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提供を求める。

(5) 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

5 通信の確保

- (1) 町における通信の確保
 - ①情報通信手段の確保

町は、次の手段等により町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難 先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

- ○携帯電話、衛星携帯電話
- ○同報系防災行政無線等の通信回線
- ○インターネット、総合行政ネットワーク (LGWAN) 等の固定系通信回線
- ○臨時回線の設置等
- ②情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

③通信輻輳により生ずる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

6 町対策本部の廃止(法30条)

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

また、廃止した旨を関係機関に連絡する。

第3節 関係機関相互の連携・応援等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定(地方)公共機関、 その他関係機関と相互に密接に連携する必要があることから、それぞれの関係機関との連携 を円滑に進めるために必要な事項について定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携 町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部県と各種の調整や情報共有等を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国、県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図り、国の現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力する。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、当該町の区域内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

- (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 町は、当該町の区域内における国民の保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特 に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の 長への要請を行うよう求める。
- (3) 指定(地方)公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定(地方)公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、 自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等に より知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域 を担当区域とする地方協力本部長又は町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあ っては中部方面総監、海上自衛隊にあっては舞鶴地方総監、航空自衛隊にあっては中部航 空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法81条))により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、 その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を 求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託
 - ① 町が国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託する ときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1) の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために 緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が 行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由し て総務大臣に対し、(1) の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定(地方)公共機関に対して行う応援

町は、指定(地方)公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等(法4条③

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や区長会等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携してボランティア 関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアへの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、 住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力す る者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4節 国民保護措置に従事する者等の安全確保

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章」という。)を交付し、又は使用させることができることから、この標章の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

※特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等の交付及び管理(法158条)

町長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し特殊標章等を交付及び使用させる。

①町長

- ・町の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 消防団長及び消防団員
- ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な救助について協力する者

②消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

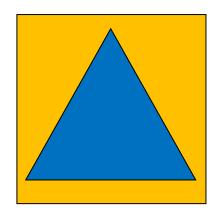
③水防管理者

- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な救助について協力をする者

【特殊標章等】

- ① 特殊標章
 - 第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。
- ② 身分証明書
 - 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。
- ③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)

- ・三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと

2 特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

3 安全確保のための配慮、情報提供等

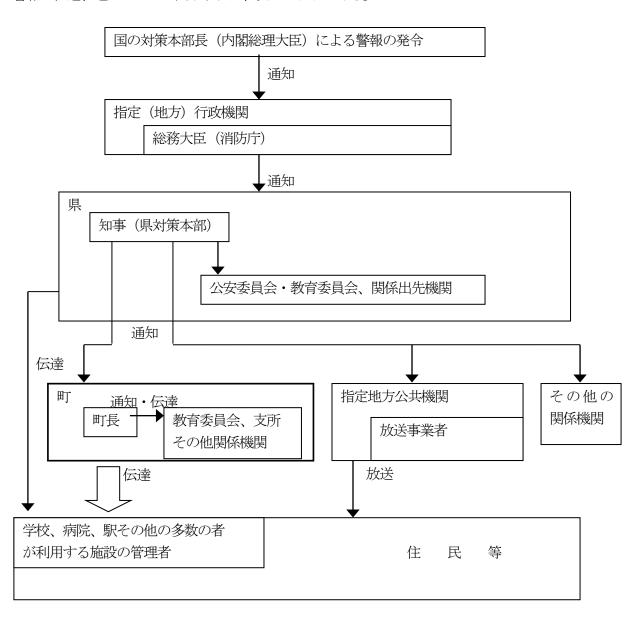
- (1) 安全への配慮(法22条)
 - 町は、町が実施する町の区域に係る国民の保護のための措置について、その内容に応じ 安全の確保に配慮する。
- (2) 町における情報提供
 - 町は、国民保護措置の従事者の安全の確保のため、避難施設等における館内放送や掲示、 防災行政無線などの方法により、次に掲げる者に対して、必要な情報を提供する。
 - ○運送事業者、○避難誘導者、○救援従事者、○自主防災組織、○ボランティア など
- (3) 連絡・応援体制の活用
 - 町は、国民保護措置の従事者の安全の確保に当たり、県等の連絡・応援体制を十分活用する。

第2章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

【警報の伝達、通知の仕組み】(イメージ図)

警報の伝達、通知について図示すれば、次のとおりである。



1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係ある公私の団体(消防団、区長会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

また、県に警報の内容の通知を受信した旨を直ちに返信する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、当該町の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、町立病院、保育園など) に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当町が含まれる場合 この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大 音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実 等を周知する。
- ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当町が含まれない場合
 - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
 - イなお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、区長会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

3 全国瞬時警報システム(J-ALERT)による伝達

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム (J-ALERT) が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

4 関係機関との連携

町長は、消防機関と連携し、あるいは、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区長会や避難行動要支援者への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

5 避難行動要支援者等への配意

警報の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、 具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを作成 するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制 の整備に努める。

6 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他の警報の発令の場合と同様とする。)

7 緊急通報の伝達及び通知

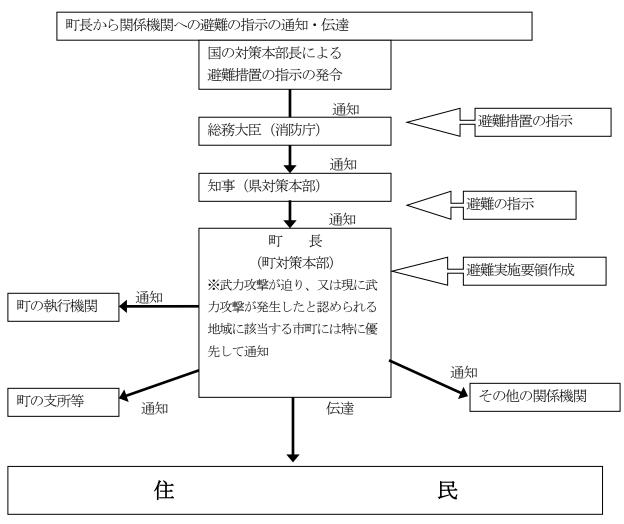
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2節 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

【避難の指示の通知・伝達】(イメージ図)

避難の指示の伝達等について図示すれば、次のとおりである。



※町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報 や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集し た情報を迅速に県に提供する。
- ② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。
- ③ 町長は、県から避難措置の指示の内容の通知及び避難の指示の通知を受けたときは、受信 の旨、直ちに県に返信する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聞いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難 実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の 誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで 避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される町の計画作 成の基準の内容に沿った記載を行うことを基本とする。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

(2) 避難実施要領作成の際の留意事項

避難実施要領作成の際の留意点は、次のとおりである。

項目	留 意 事 項	記 載 例 等
①要避難地域	○避難が必要な地域の住所を可能	A町A地区1-2、1-3の住民
	な限り明示する。	は「A区」、A町A2地区1-1の
②避難住民の誘導の	○区、事務所等、地域の実情に応	住民は○○事業所は「A2区」を避
実施単位	じた適切な避難の実施単位を記	難の単位とする。
	載する。	
③避難先	○避難先の住所、施設名を可能な	避難先:B町B1地区2-3にある
	限り具体的に記載する。	町立B小学校体育館
④一時集合場所	○避難住民の誘導や運送の拠点と	集合場所:A町A1地区1-2の
	なるような一時集合場所等の住	A1区集会所前に集合
	所、場所名を可能な限り具体的	する。
	に明示する。	集合に当たっては、原則として
⑤集合方法	○集合場所への交通手段を記載す	徒歩により行う。必要に応じて、
	る。	自転車等を使用するものとし、高
		齢者、障がい者等については自動車
		等の使用を可とする。
⑥集合時間	○避難誘導の際の交通手段の出発	バスの発車時刻:△月△日
	時刻や避難誘導を開始する時間	15 時 20 分
	を可能な限り具体的に記載する	15 時 40 分
		16 時 00 分
⑦集合に当たっての	○集合後の区内や近隣住民間での	集合に当たっては、高齢者、障
留意事項	安否情報、避難行動要支援者への	がい者等避難行動要支援者の所在を
	配慮事項等、集合に当たっての避	確認して避難を促すとともに、集合
	難住民の留意すべき事項を記載	後は、避難の単位ごとに不在確認を
	する。	行い残留者等の有無を確認する。
⑧避難の手段	○集合後に実施する避難誘導の交	集合後は、△月△日の△:△か
	通手段を明示する。	ら10分間隔で運行するB町町立
⑨避難の経路	○避難誘導の開始時間及び避難経	B小学校直行バスで避難する。
	路等、避難誘導の詳細を可能な	
	限り具体的に記載する。	
⑩町職員、消防職員	○避難住民の避難誘導が迅速かつ	・住民への周知要員 氏名
及び消防団員の配置	円滑に行えるよう、関係町職員、	・避難誘導要員 氏名 など
等	消防職員及び消防団員(以下「消	
	防職団員」という。)の配置及び	
	担当業務 を明示し、連絡先等を	
	記載する。	
⑪高齢者、障がい者	○高齢者、障がい者、乳幼児等、自	避難に際しては、高齢者、障がい
その他特別に配慮を	ら避難することが困難な者の避	者、乳幼児等、自ら避難すること
要する者への対応	難誘導を円滑に実施するために	が困難な者を優先的に避難させる
	これらの者への対応方法を記載	ものとする。
	する。	また、民生委員、自主防災組織
		及び区長会等に、避難誘導の実施
		への協力を要請する。

項	Ħ	留 意 事 項	記 載 例 等
②要避難地域におけ		○要避難地域に残留者が出ないよ	避難の実施時間の後、すみやか
る残留者の	確認	うに、残留者の確認方法を記載	に、残留者の有無を確認する。避
		する。	難が遅れている者に対しては、早
			急な避難を行うよう説得する。避
			難誘導中に避難者リストを作成す
			る。
①避難誘導中	の食料	○避難誘導中に避難住民へ、食料	避難誘導要員は、△月△日○○
等の支援		水・医療・情報等を的確かつ迅	時ちょうどに避難住民に対して、
		速に提供できるよう、それら支	食料・水を供給する。集合場所及
		援内容を記載する。	び避難先施設においては、救護所
			を設置し、適切な医療を提供する。
④携行品、服	装	○避難住民の誘導を円滑に実施で	携行品は、数日分の飲料水や食
		きるような必要最低限の携行品	料品、ラジオ、懐中電灯等、必要
		服装について記載する。	な物を入れた非常持出品だけと
			し、身軽に動けるようにする。
			服装は、身軽で動きやすいもの
			とし、帽子や頭巾で頭を保護し、
			靴は底のしっかりした運動靴を履
			くようにする。
			なお、NBC災害の場合には、マ
			スク、手袋及びハンカチを持参し、
			皮膚の露出を避ける服装とする。
①緊急連絡先	等	○避難誘導から離脱してしまった	緊急連絡先: A町対策本部
		際の緊急連絡先を記述する。	担当 ○○太郎
			電話 0767-32-〇〇〇
			電話 090-000-000
			FAX 0767-32-000

避難実施要領(例)

石川県志賀町長 △月△日△時現在

- 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法 志賀町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。
 - (1) 志賀町A地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高等学校体育館を避難先として、△日△時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段

バスの場合: 志賀町A1地区の住民は、志賀町A1小学校グラウンドに集合する。その際 \triangle 日 \triangle 時を目途に、できるだけ区、事業所等の単位で行動すること。集合後は、 \triangle \triangle バス会 社の用意したバスにより、国道 \triangle 号を利用して、B市立B1高等学校体育館に避難する。

(2) 志賀町A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、△日 △ 日 ○ 日 ○ 日 会に住民の避難を開始する。

(・・・・・・以下省略・・・・・・)

- 2 避難住民の誘導の実施方法
 - (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町 職員等の割り振りを行う。

- ○住民への周知要員、○避難誘導要員、○町対策本部要員、○現地連絡要員
- ○避難所運営要員、○水、食料等支援要員 等
- (2) 残留者の確認

町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自 主防災組織や区など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、町職員等の行う避難誘導の実 施への協力を要請する。

- 3 その他避難の実施に関し必要な事項
 - (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
 - (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
 - (3) 避難誘導から離脱してしまった場合など、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。 志賀町対策本部 担当 ○○ 太郎 電話 0767-32-○○○ (内線□□□) 携帯 090-○○○-○○○

FAX 0767-32-000

(・・・・・・以下省略・・・・・・)

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

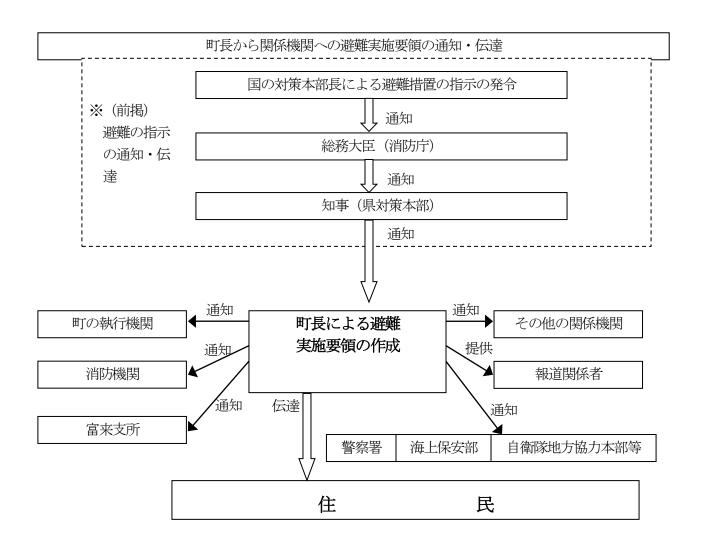
- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内退避、徒歩による誘導避難、長距離避難(運送事業者である 指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定(避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の措置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用 自動車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に 伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取られるよう、各地域の住民に関係す る情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

(ア) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、消防長 と協力して、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、区、学校、事 業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防止服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(イ) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声機を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、 自主防災組織、区長会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関 する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かし た活動を行う。

(ウ) 広域圏消防本部との連携

平素から町国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たり、羽咋郡市広域圏 消防本部と十分な調整を行う。

(エ) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、 町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整 を行う。

(オ) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や区長会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(カ) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(キ) 高齢者、障がい者への配慮

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動 要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする(また「避難支援プラン」を策定 し、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議 の上、その役割を考える必要がある。)

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(ク) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(ケ) 避難所等における安全確保等

町長は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力 を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽 減に努める。

(コ) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(サ) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、 直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(シ) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の 内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

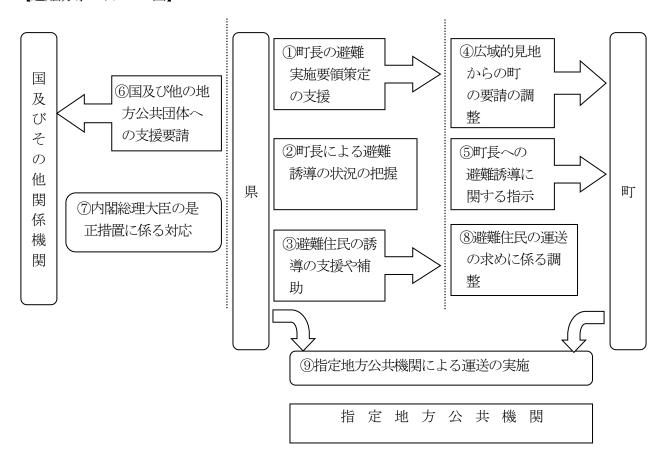
(ス) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である 指定(地方)公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定(地方)公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

また、町長は、陸路での交通が遮断された場合、状況に応じて、県、海上保安庁、自衛隊、県警察等関係機関と連携し、船舶等により住民の避難誘導を実施する。

【避難誘導のイメージ図】



(セ) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、町長は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(ソ) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

(2) 事態の類型等に応じた避難の誘導等の留意事項

- (ア) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
- ① 町長は、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難 実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。

また、この場合において、移動の安全が確保されない場合は、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させるなど適切な措置を講ずる。

なお、急襲的な攻撃により、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避難させるため 特に必要があると認めるときは、独自の判断で退避の指示を行い、住民を一時的に退避さ せる。

② 町長は、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、 関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整 を行う。

(イ) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

① 屋内退避

弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示され、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要であることから、町長は、できるだけ近傍の次の施設等に避難させる。

- ○コンクリート造り等の堅ろうな施設
- ○建築物の地階
- ○地下街等の地下施設

町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

② 着弾直後の対応

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、町長は、屋内退避を継続させ、被害内容が判明後、県からの避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難など、避難の誘導を行う。

(ウ) 急襲的に航空攻撃が行われる場合

町長は、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

(エ) 着上陸侵攻の場合

町長は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、避難対象となる住民数、想定される避難の方法等の着上陸侵攻に関する情報について、県に早急に連絡する。

なお、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う、我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当であることから、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

また、国、県等と連携し、情報不足による住民の混乱の発生の防止に努める。

(オ) NBC攻撃の場合の避難

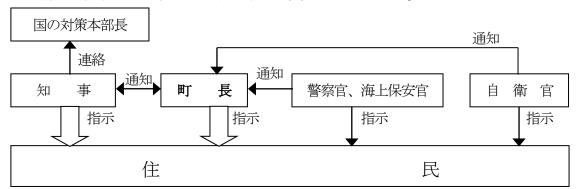
町長は、次の点に留意して避難誘導等を行う。

- 避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずること
- 風下方向を避けて避難を行うことなど

また、町長は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた当該避難措置の指示の内容や県の避難の指示の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し避難の伝達を行う。

4 退避の指示

退避の指示の発令・通知等について図示すれば、次のとおりである。



(1) 町長等による退避の指示

(ア) 町長による退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるとき、退避の指示を行うとともに、その旨を速やかに県に通知する。

【退避の指示(例)】

- 「志賀町△△町、志賀町□□」の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「志賀町△△町、志賀町□□」の住民については、△△地区の□□(一時)退避場所へ退避すること。

(イ) 知事による退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要 があると認めるときは、退避の指示をすることができることとなっている。

(ウ) 警察官等への退避の指示の要請

町長は、退避の指示を行うに当たり、必要に応じて、警察官、海上保安官に対して、当該退避の指示を行うよう要請する。

(エ) 国民保護等派遣部隊の自衛官による退避の指示

自衛官は、町長等の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができない場合 に限り、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとなってい る。

(2) 退避の指示の解除

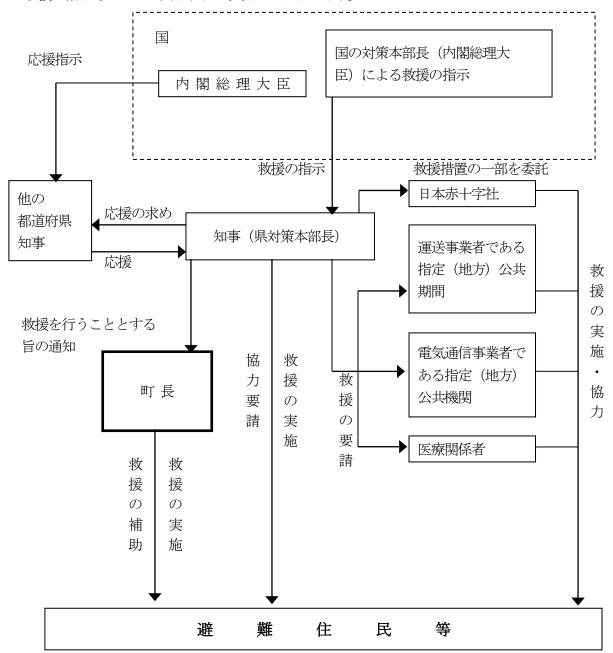
退避の指示の解除の通知、伝達等は退避の指示の場合と同様の方法により実施する。また、退避の必要がなくなったときは、町長は直ちに公示し、県に通知する。

第3章 救援

避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、 県と町が互いに連携して、救援に関する措置を実施する必要があることから、救援の実施に 当り必要な事項等について定める。

【救援の指示等】(イメージ図)

救援の指示等について図示すれば、次のとおりである。



第1節 救援の実施

(1) 救援の実施(法76条)

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
 - ア 避難住民又は武力攻撃災害により被害を受けた者等を収容する避難所の設置
 - イ 武力攻撃災害により住宅が全壊し、自らの資力では住宅を得ることができない者等に 対しての応急仮設住宅の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 - ア 避難所に収容された者等に対しての炊き出し等による食品の給与
 - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、現に飲料水を得ることができない 者に対しての飲料水の供給
 - ウ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、被服、寝具その他生活必需品を失った者に対してそれらの物資等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療や助産の途を失った者に対して 行う、診療や分娩の介助等

- ④ 被災者の捜索及び救出 武力攻撃災害により、生死不明の状態にある者等の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬 武力攻撃の際死亡した者についての応急的な埋葬等
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対しての電話 その他の通信設備の提供

- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 武力攻撃災害により、住宅が半壊等をし、自らの資力では応急修理ができない者に対し て行うもの
- ⑧ 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失等した小学校児童等に対する、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品の支給

- ⑨ 死体の捜索及び処理
 - ア 武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、死亡したと推定される者の捜索 イ 死亡した者等について行う、死体の洗浄、一時保存等
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、自己の資力では除去できない者に対して行う除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- (3) 一般的な留意点
 - ① 高齢者、障がい者等への配慮

町長は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者に対して も、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。 ② 男女のニーズの違い等男女双方の視点の取入れ 男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた救援の実施体制の確立について、 十分留意する。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことを 基本とする。

第2節 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置 又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め (法79条①)

町長は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の基準及び内容

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。 以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援等の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した 基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措 置を実施する。

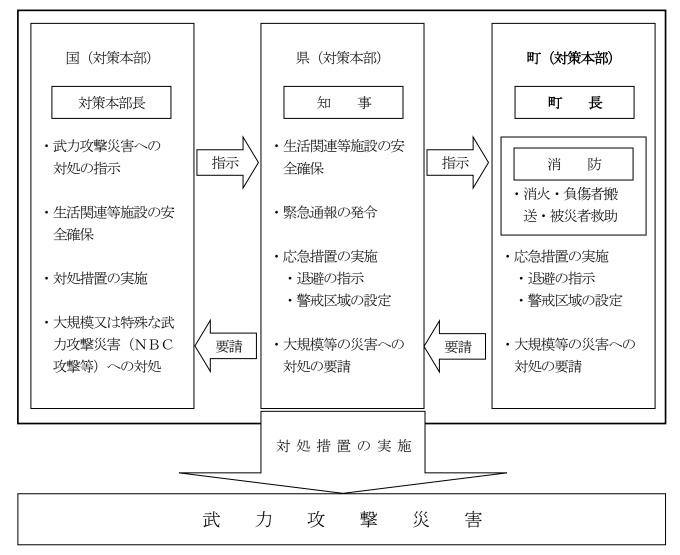
また、県と連携してNBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第4章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃災害を防除及び軽減する措置、その他生活関連等施設に対する武力攻撃災害による被害が最小となるようにするための措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項等について定める。

【武力攻撃災害への対処等】(イメージ図)

武力攻撃災害への対処措置の流れを図示すれば、次のとおりである。



第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方等

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

- (1) 武力攻撃災害への対処(法97条②) 町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のため に必要な措置を講ずる。
- (2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措

置の実施を要請する。

(3) 消防による武力攻撃災害への対処

消防は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃による火災から住民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

また、知事から武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずるよう指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服 の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報等

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、 不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにそ の旨を町長に報告する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

町長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示 (再掲)

詳細は、第3編第2章第2節4による。

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要が あると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※ 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民の退避の指示をする。

※ 【屋内退避の指示】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への 退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段がなく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3)安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及 び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最 新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携 を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※ 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整 所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。 また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に 迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時 の連絡体制を確保する。
- ④ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で 活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めると きは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 町長が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等 や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が 行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し 武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消 防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、当該町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、 知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防 庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円 滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保すると ともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のた めの必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの 実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の支持を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に 関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者からの支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、 安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、町は、他の構成市町及び 当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

2 危険物等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令(法103条①3)

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と 町対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物質の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(法施行令第29条)

【措置】

- (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告(法103条②④)

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。 また、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等 の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害への対処等

本町には、原子力発電所が立地しており、原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合の周囲への影響にかんがみ、「武力攻撃原子力災害」への配慮が特に必要であることから、国の総合的な方針に基づき、国、県と連携しながら、町地域防災計画(原子力防災計画編、退避等措置計画)に準じた適切な措置を講ずるために必要な事項について定める。

1 基本的考え方(法105条)

(1) 原子力事業者の措置

原子力事業者は、原子力発電所に対し、「武力攻撃」が発生しまたはそのおそれがあるときは、国からの命令、又は事態の緊急性若しくは県や町からの要請等を考慮し原子炉の 運転を停止するなど、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町の措置及び関係機関との緊密な連携

町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、町地域防災計画(原子力防災計画編)に定める措置に準じて、状況に応じた適切な措置を講ずる。

また、法により、武力攻撃原子力災害への対処についても国の対策本部において総合的 に推進することとされているため、国、県の対策本部と緊密に連携し、正確な情報の収集・ 伝達を行い、応急対策の実施体制を確立する。

この場合、県、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、指定(地方)公共機関と連携して、武力攻撃原子力災害による被害を最小にとどめるため、応急対策を実施する。

2 武力攻撃災害の発生防止のための要請等

(1) 安全確保のための要請(法102条)

町長は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要があると認めると きは、知事に対し、原子力発電所原子力防災管理者(発電所長)(以下本節において「原 子力防災管理者(発電所長)」という。)が安全確保のために必要な次の措置を講ずるよう に、知事が要請するよう求める。

- ① 施設の巡回の強化
- ② 警備員の増員
- ③ 警察との連携体制の強化等による警備の強化
- ④ その他施設の安全確保のために必要な措置
- (2) 原子炉の運転停止等の要請
 - ① 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を確保するために、武力攻撃原子力災害の発生 等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、原子力規制員会が原子炉の運 転停止等の必要な措置を講ずべきことを命令するように、知事が要請するよう求める。

② 原子力事業者に対する要請

町長は、武力攻撃原子力災害の発生等を防止するため特に緊急の必要があると認めるときは、法の規定に基づき、原子力事業者に対して、安全確保のために原子炉の運転停止等の必要な措置を講ずるよう要請する。

(参考) 法第21条第3項

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長等は、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関の所掌事務又は当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

3 武力攻撃等の兆候の通報

原子力防災管理者(発電所長)は、原子力発電所及びその周辺において、武力攻撃及び武力 攻撃災害の兆候を発見したとの報告を従業員等から受けた場合、第3編第4章第1節に準じて 対処することとし、直ちに、町長のほか、知事、関係市町長、県警察本部長及び海上保安部長 に通報するものとする。

4 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等(法105条)

- ① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者(発電所長)から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。
- ② 町長は、消防機関等から、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に連絡を受けた場合には、直ちに原子力事業者に対し、その内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。
 - ・ 実用発電用原子炉等にあっては、内閣総理大臣及び原子力規制員会(事業所外運搬に起 因する場合にあっては、原子力規制員会及び国土交通大臣)
- ③ 町長は、知事から国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため 応急対策の実施に係る公示を発出した旨の通知を受けた場合には、警報の内容の通知(第3 編第2章第1節)に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携等

(1) 国の武力攻撃原子力災害現地対策本部の設置

内閣総理大臣は、通報(本節4)がなされた場合には、国が別に定める場所(原則として石川県志賀オフサイトセンター(以下、「オフサイトセンター」という。))とされているが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等)に設置し、国の現地対策本部を設置することになっている。

(2) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

町は、国、県その他関係機関と国が(1)別に定める場所において武力攻撃原子力災害 合同対策協議会を組織する。

武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携については、町地域防災計画(原子力防災計画編)の定めの例により行う。

6 応急対策の実施等(法105条印3)

(1) 原子力防災管理者(発電所長)の応急対策

原子力防災管理者(発電所長)は、原子力発電所において武力攻撃原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合には、直ちに、発生の防止又は拡大の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、突発的に武力攻撃が発生した場合など特に緊急を要するときは、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、自らの判断により、直ちに原子炉の

運転の停止等の措置を行うものとする。

この場合、国、知事、関係市町長、県警察本部長及び海上保安部長その他関係機関に、応急対策の実施内容を通報するものとする。

なお、武力攻撃による核燃料物質事業所外運搬時の災害については、専門的知識のある 核燃料物質運送事業者の原子力防災管理者等と連携して汚染物質の除去や被害の拡大防 止措置を的確に実施するものとする。

(2) 町等の応急対策

町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、羽咋郡市広域圏 事務組合消防本部に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 応急対策の内容

① モニタリングの実施

モニタリングの実施については、状況に応じ、町地域防災計画(原子力防災計画編)の 定めの例により行う。

② 立入制限区域の指定の要請

町長は、安全確保のため必要があるときは、知事に対し、県公安委員会又は海上保安部長が原子力発電所の敷地及び周辺区域を立入制限区域に指定するように、知事が要請するよう求める。

- ③ 住民の避難等の措置
 - ア 町長は、知事が住民に対する避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容に応 じた、避難実施要領を策定するとともに関係機関と連携して、住民の避難誘導を行う。 イ 町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果、事態の状況を勘案し、
 - 知事からの避難の指示を待ついとまがないと判断する場合は、地域の住民に対し、退避を指示するとともに、その旨を知事に通知する。
- ④ 被ばく医療の実施

町は、県と協力して、住民及び原子力発電所の従業員等の生命及び身体を保護するため、町地域防災計画(原子力防災計画編)に準じて、武力攻撃事態における被ばく医療措置を講ずる。

⑤ 安定ヨウ素剤の服用

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、町地域防災計画(原子力防災計画編)の定めの例により行う。

(6) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

町長は、避難又は一時移転(町地域防災計画(原子力防災計画編)の一時移転をいう。) の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、町地域防災計画(原 子力防災計画編)の定めの例により行う。

⑦ 飲食物の摂取制限等

町長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、町地域防災計画(原子力防 災計画編)の定めの例により行う。

⑧ 職員の安全の確保(法105条頃)

町長は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において情報収集に努め、羽咋郡市広域圏事務組合長等の関係者に、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

【参考: 応急対策】 (法第105条第13項で準用する原災法第25条、第26条)

- ① 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達、住民の避難に関すること
- ② 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関すること
- ③ 被災者の救援、救助その他保護に関すること
- ④ 施設・設備の整備・点検・応急復旧に関すること
- ⑤ 犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関すること
- ⑥ 緊急輸送の確保に関すること
- ⑦ 食料、医薬品その他の物資の確保、居住者の被ばく放射線量の測定、放射線物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関すること

7 事後対策の実施(法105条第13項で準用する原災法27条)

町長は、国、県、原子力事業者等と連携し、応急対策の実施に係る公示が取り消された旨の 公示が発出された以後においては、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、町地域防災計画(原 子力防災計画編)に定める事後対策のうち必要なものを行う。

第5節 NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃(核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃)による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加え、初動的な応急措置を講ずる必要があることから、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町長は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町長は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ 次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止措置の実施(法108条、109条)

町長又は羽咋郡市広域圏事務組合長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法	対象物件等	措置
108条	(汚染されたもの又は汚染された疑いがあるもの)	1年
	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
1号		○移動の制限、○移動の禁止
		○廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
2方 		○使用・給水の制限又は禁止
3号	死体	○移動の制限、○移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	○廃棄
5号	建物	○立入りの制限又は禁止
		○封鎖
6号	場所	○交通の制限又は遮断

① 権限行使に当たっての通知・掲示

(ア) 通知

上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するとき、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

(イ) 掲示

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる 事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨	
2	当該措置を講ずる理由	
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲	
	げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)	
4	当該措置を講ずる時期	
5	当該措置の内容	

② 立入り

町長又は羽咋郡市広域事務組合長は、知事等から要請があった場合は、汚染の拡大を防止するため必要があるときは、他人の土地、建物その他工作物又は船舶若しくは航空機にその職員を立ち入らせる。

(6) 要員の安全の確保

町長又は羽咋郡市広域圏事務組合長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況 等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどに より、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第5章 安否情報の収集等

安否情報等の収集等を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その 緊急性等を踏まえて行うものとし、安否情報等の収集、整理及び報告並びに照会への回答に ついて必要な事項を定める。

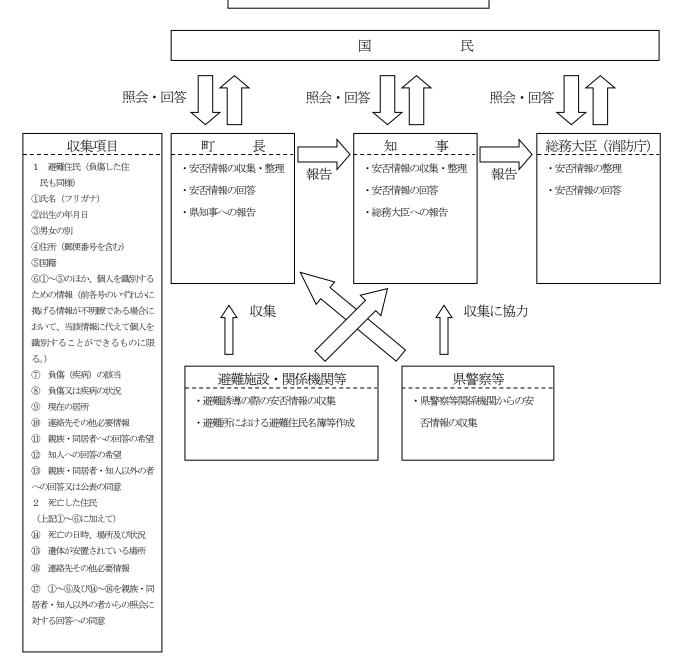
第1節 安否情報の収集、提供

【安否情報の収集、整理等】(イメージ図)

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおりである。

(法11条、126条)

安否情報の収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集(法94条①)

町は、次の方法などにより、安否情報の収集を行う。

- ○開設した避難所における安否情報の収集
- ○平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集
- ○県警察への照会

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、 住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な 範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合、当該協力は各機関の業 務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものである ことに留意する。

(3) 安否情報の収集内容

町は、次の情報等を収集する。

- (ア) 避難施設における、避難住民の氏名、住所等
- (イ) 遺体の氏名、死亡場所及び状況等
- (4) 安否情報の整理(法94条①)

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るように努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告(法94条(1))

町長は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む)を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答(法95条①)

- (1) 安否情報の照会の受付
 - ① 照会窓口の開設など

町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会

町は、住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応 窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出すること により受け付ける。

ただし、次の場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

- ○安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合
- ○照会しようとする者が遠隔地に居住している場合

(注) 様式第4号に記載される必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所(法人等にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。(ただし、口頭、電話による照会にあっては、その内容を聴取する。)。

(2) 安否情報の回答

① 回答方法

町は、当該紹介に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるとき安否情報を回答する。

② 回答の内容

町は、原則として安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否かの別、及び武力攻撃災害により死亡又は負傷しているか否かの別を回答する。

また、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③ 回答事務

町は、安否情報の回答を行った場合、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や 連絡先等を把握する。

- (3) 個人の情報の保護への配慮(法95条②)
 - データの収集・管理

町は、次の点に留意して、安否情報データの収集・管理を徹底する。

- ○安否情報は個人の情報であり、その取扱いについては十分留意すべきである。
- ○留意すべきことを職員に周知徹底する。
- ② 安否情報の回答

町は、次の点に留意して、安否情報の回答をする。

- ○安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめる。
- ○負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力(法96条②)

(1) 外国人に関する安否情報

町は、日本赤十字社石川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する 外国人に関する安否情報を提供する。

なお、当該安否情報の提供にあたっても、本節3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第2節 被災情報の収集・報告

被災情報の収集に努めるとともに、知事に報告する必要があることから、被災情報の収集 及び報告に当たり必要な事項について定める。

(1)被災情報の収集及び報告

- ① 町は、電話、防災行政無線、その他の通信手段等により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の発生状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、被災情報の収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 町は、第1報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、 収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX 等により県が 指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第6章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域 防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等 を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し 実施する。

2 廃棄物の処理

- (1) 廃棄物処理の特例(法124条34)
 - ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に 関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境 大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として 行わせる。
 - ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活 衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対し、広域的な応援を要求し必要な支援活動の調整を要請する。
- (3) 一般廃棄物、産業廃棄物処理

武力攻撃災害発生時においては、町は「災害廃棄物処理計画」に準じて廃棄物対策を実施する。

(4) し尿処理

町は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施する。 また、収集運搬車両を確保して、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努める。

(5) 広域的な支援・協力

町は、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理 施設が不足すると認められる場合は、県に対して支援を要請する。

(6) 避難施設等への仮設(簡易)トイレの設置

避難施設の運営責任者は、下水道、し尿処理施設が被害を受けている場合には、必要に 応じて避難施設等の水洗トイレの使用の制限を指示する。

この場合、仮設(簡易)トイレを設置するとともに、十分な衛生管理を行う。

第4編 住民生活の安定・復旧等

第1章 住民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、住民生活の安 定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生 じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災 による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地 に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を 講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第2章 応急の復旧

管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧について必要な事項について定める。

1 基本的考え方(法139条)

(1)被害状況の把握、緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で所管する施設・設備等の被害・損壊状況について緊急点検を実施し、把握する。

また、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生 した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講 ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を報告する。

(3) 県に対する支援要請(法140条)

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設(上下水道)の応急復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設(上下水道) について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧の ための措置を講ずる。

3 輸送路の確保

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路及び漁港施設等について、速 やかに被害の状況を把握するとともに、その状況を県に報告する。

また、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第3章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、 武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以 下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた 所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格 的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、 町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、 周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、 地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされていることから、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

1 費用の負担

- (1) 国の負担(法168条)
 - ① 基本的考え方

町が支弁した費用のうち次に掲げるものについては、国民保護法施行令で定めるところにより、国が負担することとなっている。

ただし、当該費用中、地方公共団体の職員の人件費、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で国民保護法施行令で定めるものは除く。

- ア 住民の避難に関する措置に要する費用
- イ 避難住民等の救援に関する措置に要する費用
- ウ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- エ 町が行う損失補償、損害補償又は損失補てんに要する費用(町に故意又は重大な過失がある場合を除く)
- オ 町も共同で行う訓練に要する経費
- ② 国に対する負担金の請求 町は、この支弁について、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。
- ③ 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

(2) 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の支弁(法165条)

町長は、他の地方公共団体の長等の応援を受けたとき、当該応援に要した経費を支弁しなければならない。

ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援する他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替え支弁するよう求めることができる。

(3) 他の地方公共団体の長等を応援したときの費用の支弁(法165条)

町長は、他の地方公共団体の長等の応援をしたときは、当該応援に要した費用の支弁を 請求する。

ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁することができる。

(4) 町長が救援の事務を行う場合の費用の支弁(法167条)

知事が救援の実施に要する事務の一部を町長が行うこととしたときは、町長による救援の実施に要する費用を県が支弁することとなっている。

ただし、救援の実施に要する事務の一部を町長が行うこととしたとき、又は県が救援の 実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地 の町が救援の実施に要する費用を一時的に立て替え支弁することができる。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償(法159条①)

町は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、 通常生ずべき損失について、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。 また、損失補償に要した費用は、国に対し請求を行う。

(2) 損害補償(法160条①②)

町は、国民保護措置の実施について援助を要請、指示(医療)し、その要請・指示(医療)を受けて協力した者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その者の遺族若しくは被扶養者の損害補償を行う。

また、損害補償に要した費用は、国に対し請求を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補填

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送 に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損 失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対して損失の請求を行 う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処事態への対処(法172条~183条)

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊の攻撃等と類似の 事態が想定されるため、緊急対処事態における町が行う対処措置は、武力攻撃事態等への対 処に準じて行うものとし、次のとおり定める。

1 基本的考え方等

(1) 基本的考え方

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態は、第1編第5章第3に掲げるとおりであり、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されることから、町は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達の対象機関等に係るものを除き、武力攻撃事態等への対処に準じて対処を行う。

(2) 用語の読み替え

上記の準用に当たっての主な用語の読み替えは、次のとおりである。

武力攻撃事態	緊 急 対 処 事 態	
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃	
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害	
対処基本方針	緊急対処事態対処方針	
国民保護措置	緊急対処保護措置	
町対策本部 (長)	町緊急本部 (長)	

(3) 緊急対処保護措置

① 緊急対処事態対策本部の設置

国の事態認定の後、対策本部を設置すべき町の指定を受けて設置。 その組織及び運営については、第3編の町国民保護対策本部に準ずる。

② 避難・退避の措置

第3編の避難・退避の措置に準ずる。

③ 救援の措置

第3編の救援の措置に準ずる。

④ 緊急対処事態における災害への対処措置 第3編の武力攻撃災害への対処措置に準ずる。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。